

## 1. 目的

海外における日本研究及び日本理解を促進するため、海外の団体等が制作する、日本に関する優れた映画、テレビ番組などの映像資料に対し、制作費の一部を助成することを目的とします。

## 2. 申請資格

- (1) 申請者は、海外の映画・テレビ番組制作に関する知識と実績がある団体とします（個人からの申請は受け付けません）。尚、完成作品が海外での上映、公開の見込みが極めて高く、日本で制作する方が合理的であると認められる場合には、国内からの申請も認めます。
- (2) 申請者は次の要件に適合しなければなりません。
  - ・事業を計画に従い遂行する能力を有すること。
  - ・過去の実績が評価し得るものであること。
  - ・国際交流基金から助成金の交付を受けることについて、自国の法令等に違反していないこと。
- (3) 基金からの助成金を受け取ることができる銀行口座を保持している、あるいは、助成金支払までに開設できること。
- (4) 過去3年間にわたって連続して同じプログラムで支援を受けた個人・団体については、継続すべき強い理由があると基金が判断する場合を除き、次の4年目は原則として採用しない方針です。これは、国際交流基金事業の受益者が固定化することを防ぎ、より多くの方への支援の機会を設けるための措置です。同一プログラムに連続4年目の申請を行うことは可能ですが、その場合、通常採用の優先度が低くなることを予め十分ご承知おき下さい。
- (5) 次に掲げる団体等は、このプログラムでは助成対象となりません。
  - ・日本政府（国立機関を含む）、地方公共団体（公立大学、公立中学・高校その他の公立機関を含む）、特殊法人、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人（国立中学・高校を含む）
  - ・外国政府（省庁等の行政機関、研究・教育機関等を除く）、在日公館
  - ・国際機関（日本政府が拠出している政府間機関）

## 3. 助成対象事業

- (1) 対象となる作品は、日本に係る主題（フィクションを除く）を扱った外国語版の映画、テレビ番組、ビデオ作品、その他の映像資料であって、平成22年4月1日～23年2月15日の期間内に完成する予定のものに限ります。
- (2) 海外でのテレビ放映、ないしは映画祭等での一般公開を予定する作品に限ります。また、観光案内的な内容のものは優先順位が低くなります。
- (3) 日本語教材の制作は、助成の対象になりません。
- (4) テーマが現代と過去との何れに属するものであっても、現代的視点から日本を描く作品は、優先的に選考されます。
- (5) 協力の対象となる事業は、次の要件に適合しなければなりません。
  - ・事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待しうるものであること。
  - ・事業が、宗教的又は政治的な目的のために利用されるものではないこと。
- (6) 既に制作を開始している作品も対象となりますが、既に完成している作品、既存の作品に字幕をつける等は対象となりません。

## 4. 助成内容

助成金額は制作費総額の1/2を超えない額であって、500万円を上限とします。制作の準備から完成に至るまでに必要な作業は申請者側の責任において行うことを前提とし、基金は一切の責任を負いません。

## 5. 申請手続

- (1) 申請に当たっては、所定の申請書を御利用下さい。なお、インターネットやメールによる申請書の提出は受け付けません。
- (2) 申請書は全部で5ページよりなっています。申請する際には、この申請書の原本及びそのコピー1部を、それぞれホチキス止めの上、提出して下さい。また、必ず申請者本人用の写しをお手元に残しておいて下さい。
- (3) 必要事項を記入した申請書は、平成21年11月20日（必着）までに、国内の場合は基金本部へ、海外の場合は、所管の基金海外事務所又は在外公館に提出して下さい。申請書様式はこれらの機関より入手可能です。所定様式によらない場合には審査の対象にはなりません。申請書様式は基金のホームページ（<http://www.jpff.go.jp>）よりダウンロードすることができますが、申請を行う際には必ず事前に申請書提出先の海外事務所・在外公館にご連絡下さい。事前に連絡のない場合は、申請を受理できない場合があります。なお、基金本部では海外からの申請を受け付けません。
- (4) 作品の制作に当たり、他の団体から資金援助を受けることは申請に不利とはなりません。その場合は、現在申請中の件も含めてその内容を申請書の該当欄に記入して下さい。
- (5) 海外の放送局あるいは映画配給会社が当該作品の放映・上映に関心を抱いていることを示す、その放送局ないしは配給会社からの推せん状を必ず提出して下さい。

(6) 作品の台本が完成している場合、それを添付して下さい。

## 6. 審査方針

提出された申請書に基づき、主に以下の観点から審査します。

- (1) 作品の内容
- (2) 制作体制（完成の実現性）
- (3) 完成作品の発展性

また、日本と諸外国との関係促進の観点から、基金事業の相手国・地域別配分、外交上の周年事業及び一般的な外交関係への寄与等も選考において考慮されます。

## 7. 審査及び採否通知

審査は毎年 3 月に行われ、その結果は、4 月に各申請者に通知されます。選考経過についてのお問合せには応じられませんのでご了承下さい。

## 8. 実施過程

助成金は、対象作品が完成し、申請者から所定の書類及び作品の見本（ビデオカセットテープ、DVD 等）が国際交流基金に提出された後に、支払われます。

## 9. 事業に関する情報の公開

- (1) 採用された場合、申請者の名称、事業の概要等の情報は、国際交流基金の事業実績、年報、ホームページ等において公表されます。
- (2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は開示されます。

## 10. 助成対象者の義務

完成作品のしかるべき箇所に、国際交流基金の助成を受けた旨の明示が必要です。

## 11. 法令遵守

基金の助成事業は、関係法令及び基金の規程に従って実施されます。

## 12. 個人情報の利用目的

以下の内容を、申請者から監督、スタッフ、推薦者等にもお伝え下さい。

国際交流基金は、平成 17 年 4 月 1 日に施行された「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取り組みについては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jpff.go.jp/j/privacy/>

申請書に記入された情報は、採否審査、事業実施、事後評価等の手順のほか、次のような目的で利用します。

- (1) 記入される連絡先に、他の基金事業についてご連絡を差し上げることがあります。また、基金事業の各種ご案内等をお送りすることがあります。
- (2) 申請書及び添付書類は、採否審査、事業評価のため、外部有識者等の評価者に提供します。提供する際、評価者の方には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。
- (3) 採用された場合、題名や制作者名、監督名、スタッフの氏名等は、国際交流基金事業実績、国際交流基金ホームページその他の広報資料で公表されます。
- (4) 事業終了後に、本件事業に関するフォローアップのためのアンケートをお願いすることがあります。

## 13. 申請書作成上の注意

申請書（1～5 ページ）の記入は、原題（original language）と指定のあるところ（1 カ所）以外は、英語（タイプ）または日本語（楷書）を使用願います。

[1 ページ]

- (1) 申請者代表者名：代表者名及び署名者はプロジェクトの制作権限を有し、また完成作品の著作権を有する機関の代表者であること。
- (2) 助成要望事業要約（内容）：簡潔明瞭に、与えられたスペース内に記載願います。
- (3) 制作見本：可能な限り、過去に制作した作品のサンプル（1 作品全体、VHS カセット、DVD）を提出して下さい。また、現在撮影中、又は編集に取り掛かる作品に対する申請の場合には、サンプル（一部、VHS カセット、DVD）を添えて下さい。なお、提出された作品サンプルは返却いたしません。

[2 ページ]

- (4) 申請者の概要、沿革、過去の実績：情報量が多い場合には、主要なものを抽出し、与えられたスペースにまとめて下さい。詳細は別紙にて提出して下さい。

(5) 推薦者：国際交流基金に対して、助成要望事業を推薦する人の氏名、所属先、連絡先を、本人の同意を得た上で記入して下さい。審査の過程で、国際交流基金から直接推薦者に連絡して意見等をお聞きすることがありますので、この旨を推薦者の方にもお伝え下さい。

[3 ページ]

(6) 助成要望事業の概要（内容）：シノプシス詳細が作成済みの場合には、別途添付願います。

[4 ページ]

(7) 資金計画：記載項目は基金の助成の対象となるものです。

- ・記載のない経費、例えばプロダクション・スタッフの給与、出演者のギャランティー、事務所借料や通信費、光熱水料、保険料等の運営管理費は基金の助成対象となりません。これらの対象外項目の予算額は「その他」にまとめて記載して下さい。
- ・「他機関からの援助」に関し、申請中のもも記載して差し支えありません。また現物供与の協力を得ている場合または交渉中のものについては、相当額に換算のうえ記載して下さい。

(8) 他の資金協力申請先等：申請先、申請金額を記載願います。確定の場合には、その旨明示して下さい。現物供与の場合にも相当額に換算し、また確定済みか否かを明示して下さい。

[5 ページ]

(9) 制作日程：申請時点における進捗状況を簡潔に記載願います。

(10) 評価基準：本制作事業を実施するにあたって、何を達成できれば事業として成功だと言えるか、採算以外の目標・基準を記述して下さい。

例) 海外 8 カ国におけるテレビ放映を実現する。

(11) 添付資料：以下の資料を必ず添付して提出して下さい。

- ・申請者の概要を説明した資料（業務内容・組織等を説明した会社案内、パンフレット等）
- ・制作スタッフの略歴（申請書 3 ページ参照）
- ・予算書（各項目の積算根拠、明細書。申請書 4 ページ参照）
- ・作品の放映または上映に関心を示している海外の放送局または映画配給会社からの推薦状以下については可能な場合、添付して下さい。
- ・作品の台本、シノプシス
- ・作品サンプル（VHS カセット又は DVD）

(12) 申請書の受理通知を希望する申請者は、はがきに返信用切手を添付の上、住所、氏名、プログラム名、受理通知を希望する旨を記載して、申請書に同封してください。事務所・公館の担当者が申請書を受領したことを証するために、署名して返送します。ただし、返信用切手が貼っていないもの、必要事項が記載されていないものは、返送しませんので、ご留意下さい。

## 14. 問い合わせ先

独立行政法人国際交流基金芸術交流部映像出版課

〒160-0004 新宿区四谷 4-4-1

Tel : 03-5369-6064 Fax : 03-5369-6038

過去の採用実績についてはホームページをご覧ください。

<http://www.jpf.go.jp/j/culture/media/media/index.html>

日本理解促進映像制作（助成）プログラム 申請書

平成 22 年度用  
国際交流基金

制作見本（VHSカセット、DVD等）の添付の有無。 無 有（既成作品 申請作品）

1. 申請者

団体名： \_\_\_\_\_  
 代表者名： \_\_\_\_\_  
Mr. /Ms. \_\_\_\_\_  
  
 職名 \_\_\_\_\_

郵便宛先 〒 _____	Fax: _____
	Tel: _____
	E-mail: _____

2. 助成要望事業要約

英語題名				
長さ	分	版容 <input type="checkbox"/> 16mm film <input type="checkbox"/> 35mm film <input type="checkbox"/> Video( ) <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> その他( )		
語版	完成予定日		<input type="checkbox"/> 新規制作 <input type="checkbox"/> 制作中	
/月 /日 /年				
内容（目的・梗概）要約 ※必ず本枠内に収まるよう記入してください（別添不可）。				
予算概要	基金への助成要望額	他機関からの援助	自己資金	合計
プリプロダクション	¥	¥	¥	¥
プロダクション	¥	¥	¥	¥
ポストプロダクション	¥	¥	¥	¥
合計	¥	¥	¥	¥

申請書は2部提出して下さい。（原本とコピー1部）

## 3. 申請者の概要、沿革、過去の実績

全業務の概要	設立年
主要制作歴（日本関係作品には題名の前に*印を付して下さい）	
過去10年間の国際交流基金助成金・分担金受領実績の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（「有」の場合は年度、作品名を記載願います。）	

## 4. 推薦者（放送局又は配給会社）

① 氏名	②	③
会社名・職名		
連絡先		

※個人情報の利用目的については、申請要領中「12. 個人情報の利用目的」及び13. (5)をご覧ください。

## 5. 助成要望事業の概要

題名	原題
	英原題
趣旨・目的	
内容（別紙に補足可）	
方法	

## 6. スタッフ・リスト（略歴を添付願います）

制作	脚本
監督	編集
撮影	監修／コンサルタント

※個人情報の利用目的については、申請要領中「12. 個人情報の利用目的」をご覧ください。

## 7. 資金計画 (1)

項目 <sup>(2)</sup>	資金	国際交流基金助成	他機関からの援助	自己資金	合計
プリプロダクション					
調査旅費					
その他					
小計	¥	¥	¥	¥	¥
プロダクション					
制作旅費					
制作機材借料					
制作スタッフ雇用費					
制作素材費					
その他					
小計	¥	¥	¥	¥	¥
ポストプロダクション					
タイトル・線動画制作費					
権利処理費					
編集施設料					
録音施設料					
現像・プリント作成料					
外国語版作成料					
その他					
小計	¥	¥	¥	¥	¥
合計	¥	¥	¥	¥	¥

注

- (1) 申請時の通貨換算レートにより円に表示して下さい。  
(2) 各項目の積算基礎、明細書を作成の上、本申請書に添付願います。

## 8. 他の助成金等申請先

--

## 9. 制作日程

準備状況

完成までの制作日程

## 10. 完成作品の上映・放送等利用計画

海外の放送局又は配給会社からの放映・配給意思を示す手紙を添付してください。

## 11. 評価基準

事業の達成度を測るための明確な評価基準（自己および第三者によるもの）を記載してください

12. 本申請書並びに付属関係資料に記載された内容に間違いはありません。また、助成を得るにあたっては事前に提示を受けた申請要領に記された各条件に合意することを誓約します。

- (1) 代表責任者の署名とします。
- (2) 職名を記載願います。

氏名

職名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

印又は署名

日付

\_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_